

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 15 日

各 都道府県  
子どものための教育・保育給付費国庫負担金ご担当者 様

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当) 付給付担当

平成 27 年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示等について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「平成27年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準等の特例に関する告示」（以下「特例告示」という。）が平成27年3月9日に公布されましたので、お知らせします。

また、先般、「平成 27 年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて（依頼）」（平成 28 年 1 月 29 日付け事務連絡）において、平成 27 年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱いについて示していたところ、この取扱いについて問合せが寄せられましたので、同事務連絡の「増額となる人件費の取扱いについて」及び「処遇改善等加算の取扱いについて」において記載した内容の詳細についてお知らせします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言等をお願いいたします。

## 記

### 1. 特例告示の概要

#### (1) 平成 27 年度における公定価格の特例（第 1 条関係）

平成 27 年度の国家公務員給与改定に応じて公定価格の特例を定める。具体的な規定方法については、自治体及び事業者の事務負担の軽減により、早期の追加支給を図る観点から、国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式に代えて、すべての平成 27 年度公定価格項目について、次に掲げる引上げ率を平成 27 年度当初の単価に一律に乗じたものを新単価とする取扱いとしている。

教育・保育等の区分	引上げ率
教育認定子ども <sup>※1</sup> が受けた特定教育・保育	100分の101.49
満3歳以上保育認定子ども <sup>※2</sup> 又は満3歳未満保育認定子ども <sup>※3</sup> が受けた特定教育・保育	100分の101.29
特別利用保育	100分の101.29
特別利用教育	100分の101.49
特定地域型保育	100分の101.29
特別利用地域型保育	100分の101.29
特定利用地域型保育	100分の101.29

※1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

※2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

※3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

(2) その他所要の規定の整備（第2条～第4条関係）

(1) の特例を規定することに伴い、月の途中における入退所、端数計算及び公立施設に関する取扱いについて定める。

(3) 施行期日・適用時期（附則関係）

公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して、(1) の特例を適用する。

2. 平成27年度補正予算により引上げとなる公定価格及び処遇改善等加算の取扱い

(1) 引上げ分の用途について

今回の公定価格単価の引上げは、幼稚園教諭・保育士等の給与が着実に改善されるよう、国家公務員給与の改定に応じて人件費相当分を増額したことによるものである。各施設においては、この趣旨や各施設におけるこれまでの処遇改善等の状況を踏まえ、引上げ分を基本給や一時金等により各職員に支給するなど適切に活用する必要があること。

(2) 処遇改善等加算の取扱いについて

① 平成27年度における取扱い

今回の引上げ分は、年度末又は次年度当初に追加で給付が行われることとなるという事情に鑑み、平成27年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含ませることはせず、今回の引上げ分を含まない水準の賃金総額をベースとして「賃金改善総額」を算定すること。

② 平成28年度における取扱い（予定）

平成28年度における処遇改善等加算の処理に当たっては、原則通り、平成26年度の国家公務員給与改定に伴う引上げ分（2.0%）に加え、今回の引上げ分（1.9%）も賃金改善の起点となる賃金総額（公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分）に含まれることとなるため、賃金改善要件分を取得するためには、そこから3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%）の賃金改善を行う必要があること（詳細な取扱いについては、別途、年度末までに通知を発出する予定）。

【担 当】内閣府子ども・子育て本部（給付担当）  
TEL 03-5253-2111（代表）内線 38347